

「ドームでフリマ！」フリーマーケット 出店規約

開催場所：立山町総合公園「たてやまドーム」

開催日時：平成24年10月20日（土）
午前10：00から午後15：00まで
雨天の場合も開催します。

出店区画：全60区画（2.7m×1.8m 3畳程度）
会場は、ブルーシートで区画します。

出店料：1区画当たり リサイクル品等 500円、自社製品等 1,000円

搬入時間：午前9：00～10：00

主催者：（公社）立山町シルバー人材センター

後援：立山町

出店者（関係者を含む）の出店申込は、以下の規約を遵守するものとします。この規約を遵守できないと判断された場合は、申込をご遠慮願います。また、本規約に違反した場合、主催者の指示に従わない場合など、「不適切」と判断した場合は、即刻退場していただきます。

●受付及び搬入について

- ・搬入前に受付を済ませてください。（出店料を納めていただきます。）
- ・受付及び搬入開始は、午前9：00とします。時間前の搬入はご遠慮願います。
- ・搬入搬出は、指定された駐車場よりお願いします。

●出店場所について

- ・出店場所は、たてやまドーム及び周辺です。
- ・出店場所は、事前に指定いたします。（出店許可書及び区画番号を郵送いたします。）
- ・出店区画外での販売やその他の行為は一切禁止します。
- ・その他、同種同業者で主催者が好ましくないと判断した場合は、区画変更がある場合があります。

●出店の取り止めについて

- ・出店を取り止める場合は、必ず主催者へ連絡をお願いします。
- ・当日までに連絡がなく、出店されなかった場合は、今後の出店を一切お断りします。
- ・開催時間内に途中退場される場合は、受付までご連絡ください。

●出店者の責任について

- ・会場内でのゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・会場内での事故、盗難等について主催者は一切の責任を負いません。

●出店できない物について

- ・法律上販売できない物（例：コピー商品、偽ブランド品等）
- ・教育上好ましくない物（アダルトビデオ、ギャンブル性の高い行為）
- ・許可や届出が必要な物（例：危険物、薬品類、生き物等（主催者が認めた場合を除く）
- ・動作確認が必要な物については、避けるようにしてください。（会場内での電源使用はできません）
- ・契約を必要とする物（携帯電話、通信関連商品、金融関連商品）
- ・その他、主催者が好ましくないと認めた物（出店を取り止めていただきます。）

●その他

- ・販売された商品のクレームについては、出店代表者に連絡をいたします。なお、悪質な場合には、警察へ通報しますので、十分責任を持って出店してください。

お願いと注意

- ・事務所での両替はできません。小銭の用意をお願いします。
- ・貴重品の管理、高価な商品等の管理や取り扱いには十分注意してください。
- ・主催者側では、売買に関する取引の遂行、トラブルには一切関与いたしません。
- ・テント、椅子、テーブル等貸出はありません。
- ・会場内で火を使う場合は事務局にご連絡ください。許可証が必要になります。

※出店申込方法

申込書を記入の上、下記まで問合せ提出してください。

- ・持参、郵送の場合 〒930-3217 富山県中新川郡立山町野沢1番地
立山町総合公園 「ドームでフリマ！」担当者 早川
- ・FAXの場合 **076-463-4859**
- ・メールの場合 tateyama-sc@hitwave.ne.jp

- 電話での申込はできません。
- 区画が無くなり次第、申込を締め切らせていただきます。
- 決定者には後日、許可書を郵送します。

※その他お問い合わせ

- ・TEL **076-464-1601**

※飲食ブースで出店希望の方へ

近年、富山県内においてもノロウイルス・腸管出血性大腸菌・腸炎ビブリオ・サルモネラ菌・O157カ
ンピロバクター等々に起因する食中毒が多発傾向にあります。

そのため、出店にあたっては食品営業賠償共済(食中毒保険)の加入を義務付けさせていただきます。

なお、食品営業賠償共済は富山保健所及び各地区厚生センター内の「食品衛生協会」で取り扱っ
ています。

移動販売の場合

1. 食品営業賠償共済加入者証の写し
2. 車内に掲示されている「飲食店営業の許可証について」の写し

テント出店の場合

1. 食品営業賠償共済加入者証の写し
2. 中部厚生センター提出の「臨時食品取扱施設開設届」の写し

上記の要件を満たしていない場合は出店できませんので以上厳守のうえ郵送または
F A Xで申し込んでください。